

合理的配慮申請書

障害等のある学生が修学上の合理的配慮を希望する場合、根拠資料(診断書・検査所見・障害者手帳・その他障害の状況を示す資料)を添えて学生支援センターに提出してください。合理的配慮の提供は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」に基づき、「奈良学園大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に即して行われます。

記入日: 年 月 日

奈良学園大学 (学部・研究科) 長 殿

ふりがな	学部・研究科		学科・専攻等		学籍番号
氏名					
生年月日	年 月 日	入学年度	年度	性別	
現住所	〒				
メールアドレス	PC : 携帯 :	電話番号	自宅 : 携帯 :		
緊急時の連絡先 (保護者・保証人等)	住所 : 〒 電話番号 : 氏名 : (続柄 :)				

障害の内容	視覚 ・ 聴覚 ・ 肢体 ・ 病弱・虚弱 ・ 発達 ・ 精神 ・ その他			
	障害(病)、診断名 :			
補助器具の使用				
診断書 ※	有 ・ 無	その他、検査所見や障害の状況を示す資料 ※	有 ・ 無	※ いずれかを本申請書に添付して提出してください。
障害者手帳 ※	有 ・ 無	身体 ・ 精神 ・ 療育 ・ その他()	級	種
受診等をしている医療機関等 (病院、支援機関等)	機関名 :	電話番号 :		
	担当者 :			
修学する上で困難を伴うこと				
希望する支援や配慮	注) 以上は申請時の状態とニーズを確認するものであり、本申請書の記載内容のみで合理的配慮の内容が決定されるわけではありません。			

添付書類	<input type="checkbox"/> 学生証写し <input type="checkbox"/> 根拠資料 (<input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 障害者手帳写し <input type="checkbox"/> その他:)
------	---

◆個人情報の取り扱いについて
 本申請書に記載された個人情報は、修学支援の目的のため、学生支援センターと教務課に共有されます。関連部局等との連携により合理的配慮を実施するにあたり、情報共有の必要がある場合、関連部局等と共有します。その場合、本申請者と協議した上で共有する範囲を決定するものとします。
 外部関係機関・団体等に対して、本学に在籍する障害学生の統計資料として、学部・学年・障害の種別等の在籍者数を公表することがあります。ただし、個人を特定できる氏名等の内容を公表することは一切ありません。

◆その他
 本申請者が配慮・支援によって得た情報は、自身の修学の目的以外に利用しないものとします。

学生支援センター 記入欄	
担当者	申請書(写)受取日
	年 月 日